

大学共同利用機関法人自然科学研究機構再雇用職員の就業に関する規程

令和 6年 1月25日

自機規程第135号

最終改正 令和 8年 2月26日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「職員就業規則」という。）第12条第2項及び第12条の2第4項の規定に基づき、再雇用職員及び定年前再雇用短時間勤務職員（以下「再雇用職員」という。）の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる職員は、次の各号に定める者のうち再雇用を希望する者とする。

一 満60歳に達した日以後の最初の4月1日から職員就業規則第29条第2項の規定に定める日の前日までの間に退職した者

二 職員就業規則第29条第2項の規定に基づき退職した者

2 前項第2号に定める再雇用を希望する者は、「継続雇用制度による再雇用職員の取扱い等に関する協定書」第3条に定める次の基準を満たしていなければならない。

一 過去3年間に、懲戒処分又は各年度において3日以上 of 正当な理由なき無断欠勤がないこと。

二 過去3年間の出勤率（年次休暇、特別休暇並びに職務上の負傷又は通勤による負傷に係る病気休暇及び休職の期間は出勤したものとみなす。）が80%以上であること。

三 勤務に支障がない健康状態にある者であること。

四 契約更新後直ちに業務に従事できる者であること。

(再雇用職員の名称)

第3条 再雇用職員の名称は、次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるところとする。

一 定年前再雇用短時間勤務職員 職員就業規則第12条の2の規定に基づき採用された再雇用職員

二 再雇用フルタイム職員 職員就業規則第12条の規定に基づき採用された再雇用職員のうち、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同様の勤務時間となる者

三 再雇用短時間勤務職員 次に掲げるいずれかの再雇用職員

イ 職員就業規則第12条の規定に基づき採用された再雇用職員のうち、1週間当たりの通常の勤務時間が概ね30時間を超えない範囲の勤務時間となる者

- ロ 定年前再雇用短時間勤務職員が、引き続き次条第1項第1号の規定に定める期間まで1週間当たりの通常の勤務時間が概ね30時間を超えない範囲の勤務時間となる者

(雇用期間)

第4条 再雇用職員の雇用期間は、次の各号に掲げる再雇用職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 前条第1号に掲げる再雇用職員 職員就業規則第29条の規定に定める年齢に達した日以後における最初の3月31日までの期間
- 二 前条第2号及び第3号に掲げる再雇用職員 満65歳に達した日以後における最初の3月31日までの期間

2 前項により定められた雇用期間が満了した場合には、当該再雇用は終了するものとする。

(試用期間)

第5条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(適用規定)

第6条 再雇用職員の就業に関し、この規程に別段の定めがある場合を除き、職員就業規則を適用する。

2 再雇用職員には、次の職員就業規則の規定は適用しない。

- 一 第16条
- 二 第17条
- 三 第27条の2

(勤務時間)

第7条 再雇用職員の勤務時間は、再雇用職員の区分に応じて次のとおり定めるものとする。

- 一 定年前再雇用短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。） 1日につき7時間45分以内、1週間につき概ね30時間を超えない範囲内とし、始業及び終業時刻、休憩時間並びに勤務日は、労働条件通知書による。
- 二 再雇用フルタイム職員 就業規則第23条の規定を準用する。

(休暇)

第8条 再雇用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とし、休暇等について必要な事項は、この規程に別段の定めがある場合を除き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間、休暇等規程（平成16年自機規程第5号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち次の各号に掲げる短時間勤務職員の年次休暇の付与は、次の表に掲げる当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数又は1

年間の勤務日の日数に応じて付与するものとする。

- 一 1週間の勤務日が4日以下とされている短時間勤務職員（1週間の勤務時間が30時間以上である者を除く。）
- 二 週以外の期間によって勤務日が定められている短時間勤務職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下である短時間勤務職員

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
付与日数	15日	11日	7日	3日

- 3 再雇用職員となった者の当初の年次休暇は、勤務時間、休暇等規程第15条第1項の規定にかかわらず、当該再雇用職員となった日の前日における残日数とする。

（給与）

第9条 再雇用職員の給与に関する事項については、この規程に別段の定めがある場合を除き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程（平成16年自機規程第10号。以下「職員給与規程」という。）を準用する。

（給与の種類）

第10条 再雇用職員の給与の種類は、次の表に掲げる再雇用職員の区分に応じたものとする。

再雇用職員の区分	給与の種類
定年前再雇用短時間勤務職員	基本給、本給の調整額、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特勤手当、準特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び研究代表者等特別手当
再雇用フルタイム職員	基本給、特別調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、特勤手当、準特勤手当、寒冷地手当及び研究代表者等特別手当
再雇用短時間勤務職員	基本給、特別調整手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当、準特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び研究代表者等特別手当

(基本給)

第11条 再雇用職員の受ける基本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基つき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給は、再雇用職員の区分に応じてそれぞれ次の各号に掲げる基本給月額及び職員給与規程第29条に規定する本給の調整額の合計額とする。

一 再雇用フルタイム職員 職務内容に応じて別表第1に掲げる額

二 短時間勤務職員 職務内容に応じて別表第1に掲げる額に、当該短時間勤務職員の1週間の所定勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(本給の調整額)

第12条 本給の調整額は、別表第2に掲げる調整基本額にその者に係る大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程本給の調整額支給細則（平成16年自機細則第5号）に定める別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該再雇用職員の1週間の所定勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(特別調整手当)

第13条 特別調整手当は、職員給与規程第14条の規定を準用する。ただし、同条第3項に基つき定める大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程特別調整手当支給細則（平成16年自機細則第9号）第3条及び第4条の規定は除くものとする。

(広域異動手当)

第14条 広域異動手当は、職員給与規程第14条の2の規定を準用する。この場合において、同規程第14条の2中「当該異動等の日から3年を経過する日までの間」とあるのは「職員給与規程第14条の2の規定に定める当該異動等の日から3年を経過する日までの間」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、職員給与規程第16条の規定を準用する。ただし、職員給与規程第16条第2項第2号の規定に該当する短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者（職員給与規程第17条の2の規定を準用する短時間勤務職員を除く。）については、常勤職員の例に準じて支給する額の100分の50の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 在宅勤務等手当の支給対象となる月の通勤手当の額は、常勤職員の例に準ずるものとする。

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、職員給与規程第23条の規定に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内における超過勤務につ

いては、時間給と同額を支給する。

(期末手当等)

第17条 期末手当は、職員給与規程第31条の規定に定める常勤職員の例に準じて支給する。この場合において、期別支給割合は別表第3に定めるものとする。

2 勤勉手当は、職員給与規程第32条の規定に定める常勤職員の例に準じて支給する。この場合において、成績率は別表第3に定めるものとする。

3 短時間勤務職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、前2項の規定により算出した額に、当該短時間勤務職員の1週間の所定勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(退職手当)

第18条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第19条 再雇用職員は、当該再雇用職員となった日の前日までの在職期間中の行為が、職員就業規則第40条の懲戒事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員就業規則を適用することにより難いと機構長が認めるときは、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。ただし、現に職員就業規則第12条の規定に基づき技術職員及び事務職員から再雇用職員となった者については、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書きに定める再雇用職員の年次休暇については、施行の日の前日の残日数を繰り越すものとする。

附 則 (令和6年3月28日改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条第2項各号に掲げる別表第1の本給月額及び第12条に掲げる別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年2月26日改正)

1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 改正後の第11条第2項各号に掲げる別表第1の本給月額の規定 令和7年4月1日

二 改正後の第17条に定める別表第3の規定 令和7年12月1日

2 令和7年12月に支給する改正後の第17条に定める別表第3の規定の適用については、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の52.75」とあるのは「100分の54」と、「100分の49.25」とあるのは「100分の50.5」と、「100分の47.25」とあるのは「100分の48.5」とする。

## 別表第1（第11条第2項関係）

## 再雇用職員本給表

職務の級	職務内容	本給月額
1級	大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程本給細則（平成16年自機細則第6号）別表第1イ一般職本給表（一）級別標準職務表（以下この表において「級別標準職務表」という。）の1級の職務の級に掲げる標準的な職務に相当する職務	200,300円
2級	級別標準職務表の2級の職務の級に掲げる標準的な職務の1に相当する職務	227,800円
3級	級別標準職務表の3級の職務の級に掲げる標準的な職務の1に相当する職務	269,500円
4級	級別標準職務表の4級の職務の級に掲げる標準的な職務の1に相当する職務	290,100円
5級	級別標準職務表の5級の職務の級に掲げる標準的な職務の1に相当する職務	305,700円

別表第2（第12条関係）

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円

## 別表第3（第17条関係）

## 期別支給割合

基準日	割合
6月1日	100分の71.25
12月1日	100分の71.25

## 成績率

成績区分	割合	
	6月期	12月期
優秀	100分の52.75以上	100分の52.75以上
良好	100分の49.25	100分の49.25
良好でない	100分の47.25以下	100分の47.25以下